

# 青森県報

第三百五十八号

令和三年  
九月十日  
(金曜日)

## 目次

### 規則

○青森県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則……………(環境保全課) ……一

### 告示

○児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こどもみらい課) ……一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……二

○家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……二

### 公告

○証紙売りさばき人の指定……………(会計管理課) ……二

○農地を利用する権利の設定の裁定……………(構造政策課) ……二

○建設業者の許可の取消し……………(東青地域東青地域民局) ……三

○右……………(三八地域三八地域民局) ……三

○右……………(同) ……三

○右……………(上北地域上北地域民局) ……四

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する告示……………(警察本部会計課) ……四

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する告示……………(公安委員会) ……五

## 規則

○右……………(同) ……五

○右……………(同) ……五

青森県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和三年九月十日  
青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第八十三号

#### 青森県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則

青森県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則(昭和六十一年七月青森県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

#### 第二号様式中

「(法人にあつては、名称及) (代表者の氏名)」を「(法人にあつては、名称及) (代表者の氏名)」に改め、同様の注の1を削り、同注の2を同様の注とする。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

### 青森県告示第六百二十三号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により告示する。

令和三年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	年 指 月 日 定
おいらせ調剤薬局	上北郡おいらせ町上明堂九	令和 三・八・一

青森県告示第六百二十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和三年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	年 指 月 日 定
イオン薬局下田店	上北郡おいらせ町中野平四〇の一	令和 三・九・一

青森県告示第六百二十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

令和三年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生場所又は区域	発生日

ヨーネ病	牛	患者	一	つがる市	令和 三・八・二六
------	---	----	---	------	--------------

青森県告示第六百二十六号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十一年四月青森県条例第十号）第六条第二項の規定により告示する。

令和三年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び氏名  
八戸市東白山台四丁目二八の二六  
木津 文孝
- 二 売りさばき場所  
八戸市一番町一丁目二の二一
- 三 指定年月日  
令和三年九月一日

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和三年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在地及び地番 南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字村元五〇	地目 田	面積(平方メートル) 二、七九八
--------------------------------	---------	---------------------

二 利用権の内容  
賃借権

三 利用権の始期及び存続期間

利用権の始期 令和三年十月一日	存続期間 二〇年
--------------------	-------------

四 借賃に相当する補償金の額  
七万七千円

五 補償金の支払の方法  
利用権の始期までに青森地方務局弘前支局に補償金を供託すること。

六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報  
平成二十六年十一月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 第一管工株式会社
- 二 代表者の氏名 奥谷秀樹
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字細越字栄山一一七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二九)第一〇〇三六六号

- 五 取消年月日 令和三年八月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和三年七月二十八日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 信和工業株式会社
  - 二 代表者の氏名 佐々木和雄
  - 三 主たる営業所の所在地 八戸市石堂四丁目一〇の一
  - 四 許可番号 青森県知事許可(般―二)第三〇〇七九二号
  - 五 取消年月日 令和三年八月五日
  - 六 取消しに係る建設業の許可  
解体工事業に係る一般建設業の許可
  - 七 取消しの原因となった事実
- 令和三年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社プライムテック
- 二 代表者の氏名 三浦貞行
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字長苗代字下碓田一〇の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一ニ)第三〇〇四七三号
- 五 取消年月日 令和三年八月十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
消防施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和三年八月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社ヨシコー
- 二 代表者の氏名 吉田茂
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市東二十二番町一六の二〇
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一ニ)第五〇〇四二七号
- 五 取消年月日 令和三年八月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和三年八月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確

認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量  
航空隊ほか十二施設で使用する電気の供給  
契約電力 千二十四キロワット
- 二 予定使用電力量 三百二十七万九千キロワット時  
契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県警察本部会計課  
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
令和三年八月二十五日
- 五 落札者の名称及び住所  
東北電力株式会社 青森支店  
青森市港町二丁目二の一九
- 六 落札金額  
六千六百六十二万三千四百七十四円
- 七 落札者を決定した手続  
十二か月の総額における予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日  
令和三年七月五日

公 安 委 員 会

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年九月十日

青森県警察本部長 櫻 井 美 香

- 一 物品等の名称及び数量  
青森県警察通信指令システム賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県警察本部警務部会計課  
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
令和三年七月二十七日
- 五 落札者の名称及び住所  
富士通リース株式会社東北支店  
宮城県仙台市青葉区中央三丁目二の二三
- 六 落札金額  
千四百二十五万円
- 七 落札者を決定した手続  
賃貸借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日  
令和三年六月十六日

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年九月十日

青森県警察本部長 櫻 井 美 香

- 一 物品等の名称及び数量  
青森県警察緊急配備指揮支援システム賃貸借 一式
  - 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県警察本部警務部会計課  
青森市新町二丁目三の一
  - 三 契約の方法  
一般競争入札
  - 四 落札者を決定した日  
令和三年八月六日
  - 五 落札者の名称及び住所  
株式会社J E C C  
東京都千代田区丸の内三丁目四の一
  - 六 落札金額  
四百三十二万二千五百六十円
  - 七 落札者を決定した手続  
賃貸借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
  - 八 入札の公告を行った日  
令和三年六月二十五日
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年九月十日

青森県警察本部長 櫻 井 美 香

- 一 物品等の名称及び数量  
青森県警察交通事故情報管理システム賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県警察本部警務部会計課  
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
令和三年八月二十日
- 五 落札者の名称及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社青森営業所  
青森市古川二丁目二〇の三
- 六 落札金額  
五百三十六万九千六百六十一円
- 七 落札者を決定した手続  
賃貸借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日  
令和三年七月九日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円